

急激な雇用破壊をやめさせ、安定した雇用と暮らしを守ることを求める意見書

厚生労働省の調査によると、「派遣切り」など非正規労働者の解雇・雇い止めで12万4800人が3月までに失職することが明らかになった。また派遣・請負の業界団体は、同時期までの失職者を約40万人と見込んでおり、総務省の労働力調査でも「過去に例がない急速な悪化」と指摘するなど、今後ますます深刻な事態が懸念されている。

今回の解雇・雇い止めの多くは、違法あるいは違法性の高いものである。大企業は内部留保を240兆円まで膨らませ、その多くが株主配当を増やしている。その一方で、低賃金で働かせてきた大量の非正規労働者を解雇し、寮から追い出して寒空の路頭に迷わせるなど人道上も社会的にも許されない大問題と言わなければならない。

あらためて、大企業の社会的責任が厳しく問われていることは言うまでもなく、同時に、根本にある労働法制の規制緩和をすすめた政治の責任も免れない。よって国に対し、急激な雇用破壊から、安定した雇用と暮らしを守るため、以下の実施を強く求めるものである。

記

- 一、職を失ったすべての人たちに住居と生活と再就職の支援をするため、全国での一時避難場所の開設、再就職支援の緊急小口貸付資金の拡充、「住所不定」となった人への生活保護の実施などに全力をあげることに。
- 一、すべての失業者に雇用保険による支援がゆきわたるよう、雇用保険の特別会計6兆円の積立金を活用して、失業給付受給資格に必要な就労期間を12ヶ月から6ヶ月へ元に戻すことなど、雇用保険制度の抜本的な拡充をはかることに。
- 一、これ以上の大量解雇をださないため、身勝手な大量解雇・雇い止めは中止・撤回させ、雇用を継続するよう、大企業への監督・指導に本腰をいれること。新規立法も含め「非正規切り」防止の緊急措置をとること。
- 一、二度と「政治災害」を起こさないため、労働者派遣法を1999年の原則自由化前に戻し、不安定な登録型派遣は原則禁止する抜本改正を行うこと。現に派遣として働いている労働者が職を失うことなく直接雇用に移行できるよう「経過措置」をもうけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。